

削氏は、天日鷲翔矢命の裔に屬る本よりの氏なるを、後に物部氏の、また服部部連は、天御杵命の人の此を覆れて、物部弓削連と稱れるなごも、縁有しに、後よりてなり、また服部部連は、天御杵命の神世より仕奉れる職に屬る本よりの氏なるを、允恭天皇の御世に、殊なる所以ありて、別なる系の人に服部連の姓を賜へるは、未なり、また額田部連は、天津彦根命の御孫にて、此は允恭天皇の御世に、額に町形の廻毛ある馬を獻れるより賜へる氏にて、これ事の本なれば、明日名門命の御裔の額田部氏は、後に由有て賜へるにて、未なること灼焉し、此類あまた有て、よく其本末を明め思ふに、勿れ。

〔多々良問答二〕一散位從四位下賀茂縣主雅久事

縣主の事、賀茂の尸のごとく彼衆中に用之、皆如此候、此社司等ニハ、朝臣ノ字有ベカラズ候、陰陽家ノ賀茂ハ、朝臣ニテ候也。但朝臣と書も有と云々如何

〔新撰姓氏錄序〕勝寶年中、特有恩旨、聽許諸蕃任願賜之、遂使前姓後姓、文字斯同、蕃俗和俗、氏族相疑

〔古史徵一夏〕此は勝寶年中に、諸蕃人の裔等が、願ふまに、く、姓氏を賜へりし故に、前より有し

姓と、後に蕃種に賜へる姓と、文字の同じき有て、皇國人の末と、蕃人の裔との氏族に相紛れ、疑

ふべき事の出來しと云るなり、其は山城國天孫部に、山背忌寸、天都比古禰命子、天麻比止都禰

命之後也とある、是前よりの氏なるに、御紀に、天平勝寶八年七月、河内國石川郡漢人廣橋刀自

賣等十二人、賜山背忌寸姓とあり、此餘蕃別に、日置、檜前、高野、大伴、爲奈部、六人部など云、姓氏あ

るは、皆天神天孫の高く貴き氏々なるを、蕃人の裔等に許し賜へる事は、いはゆる蕃俗和俗相

疑はしむるにて、甚も慨き事なりかし、但し此は、此御世に始て有し事にもあらず、是より前に

れ見えたれども、此御世には、殊に然る事の多かり

〔續日本紀二十四〕天平寶字七年十月丙戌、參議禮部卿從三位藤原朝臣弟貞薨、弟貞者、平城朝左大

臣正二位長屋王子也、略中勝寶八歲、安宿黃文謀反、山背王、陰上其變、高野天皇孝嘉之、賜姓藤原

名曰弟貞